

6月7日の本会議において福祉教育常任委員会に付託を受けました請願第3号について、6月21日に開催した委員会の審査結果を報告します。

請願第3号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願」について、国の新オレンジプランにおいて認知症の危険因子の一つに難聴も挙げられている。適切な補聴器を装着することによって、高齢者が人との繋がりを持ち、外出し、フレイル予防にもなる。請願人である年金者組合が行われたアンケート結果の紹介があり、公的補助制度の必要性の説明が紹介議員からありました。

主な質疑は次のとおりです。

重度者のみが医療費控除といわれたが、中等度の方への保障はないのかとの質疑に対して、国の制度としては、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度があるが、障害者手帳が交付される聴力が70デシベル以上の重度者に限られており、軽度・中等度の難聴者の補聴器助成は対象外と答弁がありました。

高齢者以外にも同じように難聴の方はおられるが、加齢性難聴に限定された理由についての質疑に対して、高齢者以外に難聴でお困りの方は、勿論おられるので別の制度として必要である。今回の請願は年金者組合の方が、高齢者の願いとして出された請願ですとの答弁がありました。

その後討論はなく、採決を行いました。

その結果、請願第3号について賛成者はなく、不採択とすべきものと決定しました。